

・・・ 食品の表示 ・・・  
アレルギー表示対象品目とは？

平成13年4月に食品衛生法で、「重篤度・症例数の多いアレルギー物質を含む特定原材料5品目の表示を義務付け、19品目の表示を推奨」する制度が施行されました。消費者の健康被害の発生を防止する観点から、1年間の経過措置を経て、平成14年4月1日から加工食品の包材に表示することになりました。さらに、推奨表示の品目は、平成16年12月にバナナが追加されて20品目となっています。なお、今後定期的に特定原材料の見直しが行われる予定です。

厚生労働省では、ある食品を食べたときに血圧低下、呼吸困難、または意識障害などの重症な健康危害が見られた症例などの調査結果から、アレルギー表示品目を指定しました。その中から、発症数、生命に危険がある重篤度などより、次の2通りに分けています。

**義務表示・・・必ず表示しなければならない5品目（「特定原材料」という）。**

特定原材料に物質のたんぱく質が数ppm以上含まれている場合は、必ず表示することになっています。

卵・乳・小麦・そば・落花生

**推奨表示・・・表示を奨励されている20品目（「特定原材料に準ずるもの」という）。**

推奨表示の物質は「可能な限り表示すること」となっており、表示されていないこともあります。

あわび・いか・いくら・えび・オレンジ・かに・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ

なお、これらの食品は、それを食べた人のすべてにアレルギー症状があらわれるというものではありません。それでは具体的な表示方法についてはどうでしょうか。

- ① 複合材料表示において微量であっても特定原材料を表示する。

例) ○○○○ (□□□、△△△を含む)

- ② 添加物については、添加物表示に合わせて、( ) 書きで表示する。

例) 添加物の物質名 (□□□由来)

例) 添加物の一括名 (□□□由来)

- ③ 原材料表示から漏れた特定原材料を最後に ( ) 書きで全て表示する。

例) (原材料の一部に□□□、△△△を含む)

「入っているかも知れない」などの可能性表示は認められていませんが、「本品製造工場では○○を含む製品を生産」などの注意勧告表現は認められています。